

第四中学校適正規模地区委員会だより

第四中学校適正規模地区委員会

平成21年9月15日 No. 5

第四中学校適正規模地区委員会の検討結果を報告書として提出いたしました

第四中学校適正規模地区委員会では、今年2月から第四中学校の適正規模化について検討協議を進めてまいりました。その過程で、各委員の関係する団体の意見等の集約、地域や保護者の方を対象とした説明会、最終的には校区内全世帯を対象に、当委員会の基本的な考え方についての意向調査を実施し、地域の意見を集約させていただきました。そして、この意向調査の結果を十分に尊重するとともに、調査で示された多様な意見も踏まえ、当地区委員会の検討結果をまとめることができました。そして、下記のように「報告書」として市教育委員会へ提出いたしましたのでお知らせいたします。

平成21年8月27日

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之 様

第四中学校適正規模地区委員会
委員長 岡田 義太郎



第四中学校適正規模地区委員会の検討結果について（報告）

当委員会は10月28日に設立を決定し、「子どもたちの望ましい教育環境の整備を図る」という観点から、市教育委員会の示すところの「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」（平成20年8月19日）をたたき台として、第四中学校の適正規模化を検討してまいりました。

検討に際しては、各委員が関係する団体の意見等を吸い上げ、保護者並びに地域住民との合意形成を図ることができるよう、全委員が心がけてまいりました。

当委員会の方針がまとめられた5月に、全ての地域住民を対象に「適正規模化にかかる当委員会の方針」についての意向調査を行い、その集約結果を踏まえて「第四中学校適正規模化にかかる当委員会の考え方」を正式に決定いたしましたので、下記により報告いたします。

なお、意向調査の結果は、既に地域の皆様にはお知らせしております。

記

1 第四中学校の適正規模化について

第四中学校では、来年度から大幅な生徒数の減少が予測され、生徒数の増加は、殆ど期待できない状況にある。

来年度の生徒数は、今年度より40名減少の272名となり、その後も同数程度で推移する。また、学級数は8学級から10学級の間で推移することになる。

当委員会ではこうした状況を踏まえ、子どもたちの社会性の育成及び教科担任制の充実や部活動の充実、学校の活性化等の観点から、第四中学校は、望ましい教育環境の整備を目的とする「学校の適正規模化を図る必要がある」と考える。

2 適正規模化の3つの基本方針

第四中学校の適正規模化は、以下の3つの基本的な方針で図るのが最適と考える。

- (1) 第四中学校と第二中学校を統合する。
- (2) 統合する第四中学校と第二中学校は廃校とし、新たな学校を新設する。
- (3) 新設校は、統合する第四中学校または第二中学校のいずれかの敷地に新築する。

3 第四中学校の適正規模化の進め方について

第二中学校の適正規模地区委員会が、当委員会と同様な「統合に向けた方針」を打ち出した場合は、両校の望ましい統合の在り方を検討する場として、第二中学校適正規模地区委員会との合同委員会を早期に設置することとしたい。

また、当委員会の現在の委員は、引き続き合同委員会の委員を務めることが妥当であるとする。さらに、合同委員会を立ち上げる際は、互いの委員会の代表により「基本的な考え方や条件」について、事前に十分な打合せを行い、共通理解を図っておく必要があるとする。

* 当委員会が考える合同委員会での主な協議事項及び要望事項

【協議事項】

- (1) 新設校の位置
- (2) 新設校の開校の時期（(1)との関係で開校時期が変わると考えられる）
- (3) 新設校の校名
- (4) 統合による子どもたちへの融和対策
- (5) 安全な通学路の検討
- (6) 廃校となる2つの中学校の伝承（足跡の明示の仕方など）

* 新設校の校歌及び校章は統合される新設校の教育理念の象徴となるものであり、その決定の方向性について協議する必要がある。

さらに、制服・体育着・通学カバン等の服装関係についても、保護者や生徒の意向を受けて決定することも考えられるため、決定方法についても検討事項とすることが望ましい。

【要望事項】

- (1) 新設校の施設設備
- (2) 仮設校の教育環境の整備及び通学路の安全確保
- (3) 新設校の教職員配置
- (4) 跡地の活用にかかる要望

4 委員会としての提言

当委員会としては、上記の報告を行うものであるが、第四中学校地区の保護者及び地域住民の多くは、「第四中学校の跡地に新設校を設置してほしい」との強い思いを抱いており、このことは、各委員が代表している関係団体の声として報告され、心情的に理解されている。したがって、新設校の設置場所の決定は、合同委員会の場で「子どもたちの望ましい学習環境」の整備という観点から、妥当性・客観性のある資料を多面的に検討し、設置場所決定の経緯については、特に、地域の皆様に十分な説明責任を果たさねばならないと考えている。

以上の観点から、事務局は、委員や地域住民が理解しやすい適切な資料を速やかに収集し開示されたい。また、合同委員会の協議は、子どもたちの不安解消のためにも速やかに進められるべきものとするので、事務局の計画的な事務執行を期待するものである。

「地区委員会だより」は後日ホームページ上にも掲載いたします

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)

問い合わせ先: 前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)

電話: 027-898-5865(直通) FAX: 027-221-3418